

## 中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

### 第105回

#### 外商投資企業の解散清算（7）

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

外商投資企業の解散清算について、前稿からは、会社が解散した後の清算手続の説明に入っているが、本稿では、その清算手続の始まりとなる債権届出手続並びに清算案・清算報告書の作成及び会社財産の分配等の清算手続の具体的な内容について説明する。

#### 1 債権届出

Q1 清算手続における債権届出に際して、清算委員会及び債権者はどのようなことをしなければならないでしょうか。

A1 まず、清算委員会は、会社の解散清算の事項について、その設置日から10日以内に債権者に書面で通知し、且つ60日以内に新聞紙上で公告を行わなければならない。次に、債権者は、上記の書面通知を受けている場合は受領後30日以内に、受けていない場合は公告後45日以内に、清算委員会に、債権に関連する事項を説明し、且つ証明資料を提出のうえ債権を届け出なければならない。さらに、清算委員会は、その届け出られた債権について登記をしなければならない。

前稿で説明したように、会社の解散が許可または裁決された後は、会社自らまたは人民法院により清算委員会が設置され、同委員会が中心になって会社財産の清算処理が行なわれることになるが、その始まりとしてまず行われるのが債権の届出である。

##### （1）債権者への通知及び公告

債権届出の前提として、「中華人民共和国会社法」（以下「会社法」という）第186条第1項前段は、「清算委員会は、設置の日から10日以内に債権者に通知し、且つ60日以内に新聞紙上で公告を行わなければならない」と規定している。

これを受けて、最高人民法院の「『中華人民共和国会社法』の適用に関する若干問題の規定（二）」（2008年5月12日公布・同月19日施行。以下「人民法院規定」という）第11条第1項は、更に詳細に、「清算委員会は、会社の解散清算についての書面を知れたる全ての債権者に通知し、且つ会社の規模及び営業地域の範囲に基づき、全国または会社登記地の省レベルの影響力がある新聞紙上において公告を行わなければならない」と規定した。

そして、同条第2項は、「清算委員会が、当該通知及び公告の義務を履行しないため、債権者が適時に債権の届出ができず全部の弁済が受けられなくなり、債権者が清算委員会のメンバーに、これによって生じた損害の賠償責任を負担するよう請求した場合、人民法院はこれを支持しなければならない」と規定し、債権届出手続における清算委員会メンバーの責任を明記している。

一方で、従来は、外商投資企業が解散清算する場合、「外商投資企業清算弁法」（以下「清算弁法」という）に基づき、上記の公告は、全国的な新聞1紙、当該省または市レベルの新聞1紙それぞれに、最低2回掲載しなければならず、第1回目は、清算委員会設置日から10日以内に掲載しなければならないとされていた（「清算弁法」第17条第1項）。

また、債権者への通知・公告以外に、会社は、清算開始日から7日以内に、審査許可機関、企業主管部門、税関、外貨管理機関、会社登記機関、税務機関及び会社が口座を開設している銀行等の関係組織に対して、企業名称、住所、清算理由及び清算開始日等を書面で通知しなければならないとされていた（「清算弁法」第16条）。

しかし、「清算弁法」は2008年1月15日に廃止されたため、現在は、上記のような最低2回の公告や、関係機関への通知等の要求は一般的にはされなくなっている。ただ、地域によっては引き続き同様の運用が行われる可能性もあるため、念のため、各地域において事前に確認しておいた方が良いと思われる。

## （2）債権の届出

債権者への通知及び公告の後、通知を受けた債権者は、通知書受領の日から

30日以内、通知を受けていない債権者は、公告の日から45日以内に、清算委員会に、その債権を届け出なければならない（「会社法」第186条第1項後段）。

この点、従来は、通知を受けていない債権者の届出期間は、「第1回公告日から90日以内」（「清算弁法」第18条）とされていたため、債権者にとっては、公告後の届出期間が半分に短縮されたことになる。

債権の届出に際して、債権者は、債権に関連する事項を説明し、且つ証明資料を提出しなければならず、清算委員会は、債権について登記しなければならない（「会社法」第186条第2項）。

なお、債権の届出期間中、清算委員会は債権者に対して弁済を行ってはならない（「会社法」第186条第3項）。

### （3）期限後届出債権

一方で、債権者が上記の期間内に債権を届け出ず、清算手続終結（清算報告が董事会または人民法院等を経て完了したと確認された時）前に、届出を補充した場合、清算委員会はこれを登記しなければならない（「人民法院規定」第13条）。

当該期限後届出債権は、会社が未だ分配していない財産（未分配財産）の中から弁済を受けることができ、未分配財産で全部を弁済できない場合も、債権者が、残余財産の分配により株主が既に得た財産（分配財産）を以って弁済すべきと主張すれば、人民法院は支持するとしている。

もっとも、債権者が重大な過失により所定の期間内に債権を届け出なかった場合には、以上のような取り扱いはされない。

また、仮に、債権者または清算委員会が、未分配財産及び分配財産により期限後届出債権が全額弁済されなかったことを理由に、人民法院に破産清算の申立をしたとしても、人民法院はこれを受理しないものとされている（「人民法院規定」第14条）。

### （4）債権者の異議

債権者は、清算委員会が査定した債権に異議がある場合、清算委員会に改めて査定することを求めることができる。清算委員会が再査定をしない、または再査定された債権について債権者にまだ異議があり、債権者が会社を被告として人民法院に確認の訴えを提起した場合、人民法院はこれを受理するものとさ

れている（「人民法院規定」第12条）。

## 2 清算手続

Q2 外商投資企業X社の清算委員会が、清算案を作成するために財産を整理したところ、X社の財産ではその債務を完済できないことが判明しました。この場合、破産清算手続に移行する以外にX社を清算処理する方法はないのでしょうか。

A2 破産清算手続に移行する以外に、債権者と協議のうえ債務弁済案を作成することによりX社を清算処理することが考えられます。もっとも、そのためには、同弁済案の内容がその他の利害関係者の利益に損害を与えないものであり、且つ同弁済案について債権者全員の確認及び人民法院の認可の裁定を得る必要があります。

### （1）清算案の作成

「会社法」第187条第1項は、「清算委員会は、会社の財産を整理し、貸借対照表及び財産明細表を作成した後、清算案を作成し、且つ株主会、株主総会または人民法院に報告して確認を求めなければならない」と規定している。

ここでいう「株主会、株主総会または人民法院」の確認とは、具体的には、会社が自ら清算する場合は「株主会または株主総会」に、人民法院が清算を組織する場合は「人民法院」に報告して確認を受けることである（「人民法院規定」第15条第1項前段）。

もっとも、外商投資企業の場合、会社の組織機構が中国内資企業とは異なるため、会社が自ら清算する場合、「株主会または株主総会」ではなく、会社の別の機関が清算案の確認を行うことになるものと思われる。

すなわち、外商独資企業については、外国企業による合弁出資の場合は「株主会」が確認し、単独出資の場合は「株主自身または董事会」が確認するものと思われるが、地方によって外商独資企業の組織機構の取り扱いが異なるため事前の確認が必要である。

また、中外合弁企業及び中外合作企業については、「中外合弁経営企業法実施

条例」(以下「合併企業法実施条例」という)第93条が、清算委員会は「清算案を作成して、董事会会議に提議し可決された後これを実施する」と規定しているように、「株主会」ではなく、「董事会」が確認するものと思われる。

これらの確認を受けていない清算案については、清算委員会はこれを実施してはならず、確認を受けていない清算案を実施して会社または債権者に損害をもたらし、会社、株主、または債権者が、清算委員会のメンバーに賠償責任を負担するよう主張した場合、人民法院はこれを支持しなければならないとされている(「人民法院規定」第15条第1項後段及び第2項)。

## (2) 破産清算手続への移行及び債務弁済案の作成

一方で、会社の財産を整理し、貸借対照表及び財産明細書を作成した後、会社の財産が債務の完済に不足することが判明した場合、清算委員会は、原則として、人民法院に破産宣告を申し立てなければならず、会社が人民法院の裁定により破産を宣告された後は、清算事務を人民法院に引き継がなければならない(「会社法」第188条)(破産手続の詳細については、本連載第87回から第98回の「中国の倒産法(1)から(12)」を参照)。

これに対して、「人民法院規定」第17条は、上記のように会社の財産が債務の完済に不足することが判明した場合であっても、債権者と協議して債務弁済案を作成することができるとして、破産清算以外に債権者との話し合いによる清算方法を新たに規定した。

もっとも、債務弁済案は、債権者全員の確認を経て、且つその他の利害関係者の利益に損害を与えない場合に、清算委員会の申立に基づく人民法院の認可の裁定によって行われるものであり、債権者が認めず、または人民法院が認可しない場合、清算委員会は、結局、人民法院に破産宣告を申し立てなければならない(「人民法院規定」第17条第2項前段及び第3項)。

これに対し、債務弁済案が認められた場合、清算委員会は、当該債務弁済案に基づいて債務を弁済した後、人民法院に清算手続終結の裁定を申し立てなければならない(「人民法院規定」第17条第2項後段)。

## (3) 会社財産の分配

「会社法」第187条第2項によれば、会社の財産で、それぞれ、清算費用、従業員の賃金、社会保険料及び法定補償金を支払い、未納の税金を納付し、会

社の債務を完済した後の残余財産は、株主の出資比率により株主に分配される。

もっとも、中外合弁企業等で、合弁契約、定款等に残余財産の分配について別の規定がある場合は、それに従うことになる（「合弁企業法実施条例」第94条）。

上記でいう未納税金の納付については、国家工商行政管理総局及び商務部が連名で公布した「外商投資企業の解散抹消登記管理に関連する問題の通知」（2008年10月20日公布・施行。以下「工商・商務通知」という）第4条も確認しているように、会社のこれまでの未納の税金だけではなく、清算過程中に発生した税金についても納付しなければならない（なお、「企業所得税法」第53条第3項は、清算期間を独立した一納税年度としている）。

清算過程中に発生する税金としては、例えば、会社の資産を譲渡した場合の増値税等の納付、監督管理期間中の輸入設備の譲渡に伴う関税・増値税の納付、及び従業員への経済補償金の支払に伴う個人所得税の代理納付等が考えられる。

また、「合弁企業法実施条例」第94条第2項は、「合弁企業が解散する場合、その純資産額または残余財産から企業の未分配利益、各種基金及び清算費用を差し引いた剰余額のうち、実際に払い込んだ資本を超える部分は清算所得となり、法に従って所得税を納付しなければならない」と規定しており、「外資企業法実施細則」（以下「独資企業法実施細則」という）第76条第2項も同趣旨の規定をおいている。

なお、会社財産の分配に関連して、「独資企業法実施細則」第78条は、「外資独資企業が財産を清算処理する場合、同等の条件のもとでは、中国の企業またはその他の経済組織が優先買取権を有する」と規定しているため注意が必要である。

#### （4）清算報告書の作成

「会社法」第189条は、「会社の清算が終了した後、清算委員会は、清算報告書を作成し、株主会、株主総会または人民法院に報告して確認を求める」と規定している。

もっとも、外商投資企業の場合の確認については、「工商・商務通知」第4条が、「株主会、株主総会」ではなく、「企業の権力機構」の確認を得るものとしており、具体的には、上記（1）の清算案の確認の場合と同じく、合弁出資の外商独資企業については「株主会」、単独出資の外商独資企業については「株主自身または董事会」、中外合弁企業及び中外合作企業については「董事会」が確

認することになるものと思われる（「合併企業法実施条例」第95条参照）。

#### （5）清算期間

清算期間について、既に廃止された「清算弁法」第6条は、清算開始日から180日以内（90日の延長可能）と規定していたが、現行の関連規定においては、「人民法院規定」第16条が、人民法院が清算を組織する場合の清算期間についてのみ、清算委員会設置日から6ヶ月以内（延長可能）と規定しているだけで、会社自らが清算を行う場合の清算期間については触れられていない。

この点、従来から、「清算弁法」が規定する清算期間を超えても清算が完了しないといった事態がしばしば生じていたため、関連規定で清算期間を明記することをやめた可能性もあるが、何れにせよ、今後の運用を注視しておく必要がある。

なお、清算期間中においては、会社は、清算と無関係の経営活動を行うことはできないが、会社は依然として存続しているものとして扱われる（「会社法」第187条第3項）。

そのため、会社が、清算終結し、且つ取消登記をするまでは、会社に関する民事訴訟は、会社の名義で行われることになるが、清算委員会が設置されている場合は清算委員会の責任者が、清算委員会が未設置の場合は元の法定代表者が会社を代表して訴訟に参加するものとされている（「人民法院規定」第10条）。